

副

本

平成16年(行ウ)第20号 八ッ場ダム費用差止等請求事件

原 告 柏村忠志 外20名

被 告 茨城県知事 外1名

準 備 書 面 (3)

平成17年6月14日

水戸地方裁判所民事第2部 御中

被告両名訴訟代理人弁護士

伴

義



上記復代理人弁護士

堀 内

徹



被告茨城県知事指定代理人

吉 添

裕



横 田

喜一郎



清 水

洋



富 田

佳



藤 咲

和



渡 辺

正



谷 沢

肇



青 山

瑞



三 村

信



飯 田

孝



宮 田

義



志 田

健



被告茨城県公営企業管理者指定代理人

目 次

- 第1 ハッ場ダム建設事業に係る費用の負担について
 - 1 治水に係る費用の負担について
 - 2 利水に係る費用の負担について
 - (1) ダム本体に関する負担
 - (2) 水源地域対策特別措置法に基づく負担
 - (3) 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金に関する負担
- 第2 ハッ場ダム建設事業に係る費用負担の手続について
 - 1 治水に係る費用負担の手続について
 - 2 利水に係る費用負担の手続について
 - (1) ダム本体に関する負担の手続
 - (2) 水源地域対策特別措置法に基づく負担の手続
 - (3) 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金に関する負担の手続
- 第3 茨城県知事及び茨城県公営企業管理者のハッ場ダム建設事業に係る財務会計行為（公金の支出）について
 - 1 治水に係る負担金の支出について（平成15年9月10日～平成16年9月9日）
 - 2 利水に係る負担金の支出について（平成15年9月10日～平成16年9月9日）
 - (1) ダム本体に関する負担
 - (2) 水源地域対策特別措置法に基づく負担
 - (3) 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金に関する負担
 - 3 一般会計繰出金の支出について（平成15年9月10日～平成16年9月9日）
- 第4 ハッ場ダム建設事業に係る負担金の専決について
 - 1 治水に係る専決について
 - 2 利水に係る専決について
 - (1) 公営企業管理者
 - (2) 茨城県知事（一般会計繰出金）

別表 ハッ場ダム建設事業に係る負担金及び繰出金の支出状況

第1 ハッ場ダム建設事業に係る費用の負担について

ハッ場ダム建設事業は、利根川水系吾妻川の群馬県吾妻郡長野原町に多目的ダムを建設することにより、利根川の洪水調節及び吾妻川における流水の正常な機能の維持と増進を図る（以下「治水」という。）とともに、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、藤岡市（群馬県）、北千葉広域水道企業団（千葉県）及び印旛郡市広域市町村圏事務組合（千葉県）における新規の都市用水（水道用水及び工業用水）の確保を行う（以下「利水」という。）ものであり、国土交通省（旧建設省。以下「国土交通省」という。）が事業主体となり実施しているものである（被告ら準備書面（1）の1参照）。

以下においては、それぞれの目的（治水及び利水）に係る費用の負担について説明する。

1 治水に係る費用の負担について

河川は、国の公物であり、その管理は、一級河川については国土交通大臣（旧建設大臣。以下「国土交通大臣」という。）が行うこととされている（河川法9条1項）。ハッ場ダム建設事業に係る吾妻川及び利根川は、いずれも一級河川であり、国土交通大臣が河川管理者である。

一級河川の管理に要する費用については、一級河川が国土保全上又は国民経済上特に重要な河川であること、すなわち国家的利害関係に重要な関係があることに照らし、「他の法律に特別の定めがある場合を除き、」国が負担することとされているが（同法59条），国土交通大臣の行う管理は、国家的見地に立って、国土保全上又は国民経済上の見地より行われるものであっても、これによつて生ずる利益は都道府県にも帰するものであるため、都道府県も負担者の立場にたつことが衡平に適することから、同条の費用負担の特例として、同法60条1項において、「都道府県は、その区域内における一級河川の管理に要する費用（指定区間内における管理で第9条第2項の規定により都道府県知事

が行うものとされたものに係る費用を除く。) については、政令で定めるところにより、その2分の1(改良工事のうち政令で定める大規模な工事に要する費用にあってはその10分の3、その他の改良工事に要する費用にあってはその3分の1、維持及び修繕に要する費用にあってはその10分の4.5)を負担する。」と定められている。八ッ場ダム建設事業の目的のうち治水については、上記政令である河川法施行令36条の2に規定する大規模改良工事(同条1号該当)であり、工事に要する費用の10分の3を都道府県が負担することとなる。

また、同法63条1項においては、「国土交通大臣が行う河川の管理により、第60条第1項の規定により当該管理に要する費用の一部を負担する都府県以外の都府県が著しく利益を受ける場合においては、国土交通大臣は、その受益の限度において、同項の規定により当該都府県が負担すべき費用の一部を当該利益を受ける都府県に負担させることができる。」とされている。これは、本来は費用負担者でない他の都府県が著しく受益する場合には、当該都府県にも費用の一部を分担させることによって、費用負担の衡平を図ろうとするものであり、同法60条1項の都道府県の負担金と同様に受益者負担の性格を有するものである。

本件に係る治水の負担については、まず、同法63条1項に基づいて、利根川上流部の多目的ダム建設事業についての都県別負担割合が、昭和56年3月2日付けで建設大臣(現国土交通大臣)から茨城県知事に対して通知されており、その負担割合は、1000分の174.0である(乙33号証)。

次に、八ッ場ダム建設事業における同法59条、60条1項及び63条の規定に基づく国並びに群馬県、埼玉県、東京都、千葉県、栃木県及び茨城県の治水に関する負担額は、昭和61年に作成された八ッ場ダムの建設に関する基本計画では、建設に要する費用の額に1000分の525を乗じて得た額とされている(乙11号証)。

したがって、茨城県が八ッ場ダム建設事業の治水に関し負担する負担金の総

額は、約193億円（2110億円×1000分の174.0×1000分の525）に河川法60条1項及び同法施行令36条の2の規定に基づく10分の3を乗じた約58億円となる。

その後、八ッ場ダムの建設に関する基本計画は平成16年9月28日に変更されており、そこでは、同法59条、60条1項及び63条の規定に基づく国並びに群馬県、埼玉県、東京都、千葉県、栃木県及び茨城県の治水に関する負担額が、建設に要する費用の額に1000分の546を乗じて得た額に変更された（乙34号証の1）。また、同法63条1項に基づく茨城県の負担割合は1000分の167.3に変更され、その通知があった（乙34号証の2）。

それらにより、茨城県が八ッ場ダム建設事業の治水に関し負担する負担金の総額は、約420億円（4600億円×1000分の546×1000分の167.3）に10分の3を乗じた約126億円となる。

なお、茨城県が昭和42年度から平成15年度までに治水に関し負担した費用の累計額は、48億1840万7834円である。

2 利水に係る費用の負担について

（1）ダム本体に関する負担

ア ダム使用権の設定予定者が負担する費用負担については、特定多目的ダム法7条1項において「ダム使用権の設定予定者は、多目的ダムの建設に要する費用のうち、建設の目的である各用途について、多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を当該用途に供することによって得られる効用から算定される推定の投資額及び当該用途のみに供される工作物でその効用と同等の効用を有するものの設置に要する推定の費用の額並びに多目的ダムの建設に要する費用の財源の一部に借入金が充てられる場合においては、支払うべき利息の額を勘案して、政令で定めるところにより算出した額の費用を負担しなければならない。」と規定されている。

このダム使用権設定予定者の負担する額は、当該多目的ダム建設に要する費

用又は当該多目的ダム建設により設置するダム管理施設の管理に要する費用の額にダム使用権設定予定者の負担割合を乗じた額等であり、このダム使用権設定予定者の負担割合は、分離費用身替り妥当支出法を基準として算定することとされている（同法施行令1条の2、2条）。

イ 昭和61年に作成された八ッ場ダムの建設に関する基本計画（乙11号証）においては、特定多目的ダム法7条1項の規定に基づくダム使用権の設定予定者の負担金は、八ッ場ダム建設に要する費用の概算額約2110億円に同法施行令1条の2により算定された負担割合を乗じて得た額とされており、その負担割合は、茨城県（水道）については1000分の31、群馬県（水道）については1000分の41、藤岡市（水道）については1000分の5、埼玉県（水道）については1000分の168、東京都（水道）については1000分の154、千葉県（水道）については1000分の33、北千葉広域水道企業団（水道）については1000分の10、印旛郡市広域市町村圏事務組合（水道）については1000分の22、群馬県（工業用水道）については1000分の4、千葉県（工業用水道）については1000分の7とされていた。

平成16年9月28日に変更された後の八ッ場ダムの建設に関する基本計画（乙20号証）においては、同法7条1項の規定に基づくダム使用権の設定予定者の負担金は、八ッ場ダム建設に要する費用の概算額約4600億円に同法施行令1条の2により算定された負担割合を乗じて得た額とされており、その負担割合（ダム使用権設定予定者から利水参画量を変更する意向が示されたことから、群馬県（水道）、印旛郡市広域市町村圏事務組合（水道）及び千葉県（工業用水道）の負担割合が変更された（被告らの準備書面（1）の2（3）ウ（P7）参照。）は、茨城県（水道）については1000分の31、群馬県（水道）については1000分の20、藤岡市（水道）については1000分の5、埼玉県（水道）については1000分の168、東京都（水道）については1000分の154、千葉県（水道）については1000分の33、北千葉広域水道企業団（水道）については1000分の10、印旛郡市広域市町村

圏事務組合（水道）については1000分の15、群馬県（工業用水道）については1000分の4、千葉県（工業用水道）については1000分の14とされている。

なお、茨城県が同法7条1項の規定に基づき昭和62年度から平成15年度までに負担してきたダム使用権設定予定者の負担金の累計額は、54億349万5000円である。

ウ 河川管理者である国土交通大臣は、多目的ダムを新築しようとするときは、特定多目的ダム法4条により、その建設に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を作成しなければならず、基本計画には新築しようとする多目的ダムについて、建設の目的、位置及び名称、規模及び型式、貯留量、取水量及び放流量並びに貯留量の用途別配分に関する事項、ダム使用権の設定予定者、建設に要する費用及びその負担に関する事項、工期、その他建設に関する基本的事項を定めることとされている。また、基本計画を作成し、又は、変更しようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事及びダム使用権の設定予定者の意見を聞くこととされており、関係都道府県知事は、意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならないとされている（同法4条）。

のことから、国土交通大臣は、八ッ場ダムの建設に関する基本計画の作成時（昭和61年）と同基本計画の変更時（平成13年及び平成16年）に、それぞれ、茨城県知事等関係都県知事に対し、意見照会（乙35号証の1ないし乙35号証の3）を行っており、これに対し、茨城県知事は、茨城県議会の議決を経て（乙36号証の1ないし乙36号証の3）、異議のない旨の意見を述べ（乙37号証の1ないし乙37号証の3）、また、ダム使用権設定予定者である茨城県知事に対する意見照会（乙38号証の1ないし乙38号証の3）に対しては、同知事は、要望を付して異議のない旨の意見を述べている（乙39号証の1ないし乙39号証の3）。

なお、他の関係都県知事及びダム使用権設定予定者についてもそれぞれ異議のない旨の意見を述べている。

(2) 水源地域対策特別措置法に基づく負担

ア 水源地域対策特別措置法は、ダム等によりその基礎条件が著しく変化する地域について、生活環境、産業基盤等を整備し、あわせてダム貯水池の水質の汚濁を防止する等のため、水源地域整備計画を策定し、その実施を推進する等特別の措置を講ずることにより関係住民の生活の安定と福祉の向上を図り、もってダム等の建設を促進し、水資源の開発と国土の保全に寄与することを目的としている（同法1条）。

同法の適用対象となる施設は、国、地方公共団体、独立行政法人水資源機構が建設するダム（相当数の住宅又は相当の面積の農地が水没するもの）等であり（以下「指定ダム等」という。）、政令で指定することとされている（同法2条）。

国土交通大臣（平成13年1月5日以前は内閣総理大臣）は、指定ダム等により河川の流水が貯留される土地の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の区域のうち、指定ダム等の建設によりその基礎条件が著しく変化すると認められる地域を水源地域として指定することができるとされており（同法3条），この水源地域の公示があったときは、当該地域の都道府県知事は遅滞なく水源地域整備計画の案を作成して国土交通大臣（平成13年1月5日以前は内閣総理大臣）に提出し、同大臣は水源地域整備計画を決定するものとされている（同法4条）。そして、水源地域整備計画には、同法5条各号に掲げる事業の概要及び経費の概算について定めるものとされている。

また、水源地域整備計画に基づく事業（以下「整備事業」という。）については、国、地方公共団体その他の者が実施するものとされ（同法6条），整備事業がその区域内において実施される地方公共団体で当該事業に係る経費の全部又は一部を負担するものは、ダム等を利用して河川の流水を水道、工業用水道又は発電の用に供することが予定されている者等に経費の一部を負担させることができるとされている（同法12条）。

イ 本件八ッ場ダムについては、昭和61年3月18日に同法に基づく指定ダムに指定され（水源地域対策特別措置法第二条第二項のダム、同条第三項の湖沼水位調節施設及び第九条第一項の指定ダムを指定する政令（昭和49年政令第273号）の一部を改正する政令（昭和61年政令第28号）），平成7年9月29日に同法3条に基づき群馬県吾妻郡長野原町の川原畑、川原湯、林、横壁及び長野原の水没5地区が水源地域に指定され（乙40号証），同年12月19日に同法4条の規定に基づく水源地域整備計画が公示されたが（乙41号証），平成12年2月15日には水源地域整備計画の事業内容の一部変更が公示された（乙42号証）。

八ッ場ダムに係る整備事業は、土地改良事業、治山事業、治水事業、道路の整備に関する事業、簡易水道の整備に関する事業、下水道の整備に関する事業、義務教育施設の整備に関する事業、公営住宅の建設の事業等を内容とし、総事業費は約997億円となっている（乙41号証、乙42号証）。

八ッ場ダムに係る整備事業に要する費用の負担については、同法12条に基づき、整備事業を実施する群馬県（同県吾妻郡長野原町及び吾妻町が実施する事業については両町を代表して群馬県）が、八ッ場ダムを利用して河川の流水を都市用水に利用することを予定している茨城県、埼玉県、千葉県、東京都及び群馬県と協議し、これら都県間で、平成8年2月22日付けて「利根川水系吾妻川八ッ場ダムに係る水源地域整備事業に要する下流受益者負担に関する協定書」（以下「水特協定書」という。）を締結し、都県別の受益者の負担割合について定めている。この協定で、茨城県の負担割合は、整備事業に要する経費のうち下流受益者が負担する経費約403億円の6.53パーセントとされ、負担金の額は約26億円の見込みである（乙43号証）。

なお、茨城県が平成8年度から平成15年度までに整備事業に要する経費に関し負担した金額の累計額は、6億2524万円である。

（3）財団法人利根川・荒川水源地域対策基金に関する負担

水源地域対策基金は、ダム等の建設に伴う水源地域への影響を可能な限り緩和するため、水源地域対策特別措置法に基づく水源地域対策を補完するきめ細かな対策の推進を目的として、民法34条に基づく国土交通大臣（平成13年1月5日以前は内閣総理大臣）の許可を受けて、水源地域と受益地域の関係地方公共団体等により設立される財団法人である。

財団法人利根川・荒川水源地域対策基金（以下「利根川荒川基金」という。）は、昭和51年12月22日に内閣総理大臣の許可を受けて設立された水源地域対策基金であり（乙44号証），これを皮切りに各地で水源地域対策基金が設立されている。

利根川荒川基金の行う事業は、「財団法人利根川・荒川水源地域対策基金寄附行為」により、関係地方公共団体等が講ずる水没関係住民の不動産取得、生活安定及び水没関係地域の振興に必要な措置に対する資金の貸付け、交付等の援助並びに水没関係住民の生活再建又は水没関係地域の振興に必要な調査及びその受託等とされている（乙45号証の1（平成17年3月31日改正前のもの）、乙45号証の2（平成17年3月31日改正後のもの））。

八ヶ場ダム建設に伴い利根川荒川基金が実施する事業（以下「基金事業」という。）の全体計画については、現在、関係都県間で協議中で未決定であるが、利根川荒川基金では、緊急的に必要な事業について、「財団法人利根川・荒川水源地域対策基金業務方法書」（乙46号証の1（平成17年3月31日改正前のもの）、乙46号証の2（平成17年3月31日改正後のもの））に基づき、理事会の議決を経て「利根川水系八ヶ場ダム業務細則」を定め、昭和63年度から、生活相談員設置に対する助成、移転用地等先行取得資金の利子補給に対する助成、職業転換に対する助成、幼稚園、産業振興センター等の整備や新温泉源開発等の水没関係地域振興に対する助成、調査費の助成等の事業を実施している（乙47号証）。

八ヶ場ダム建設に伴う基金事業に対する受益地域の関係地方公共団体の負担については、平成2年8月1日付で「利根川水系八ヶ場ダム建設事業に伴う

財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業に要する経費の負担についての協定書」（以下「基金協定書」という。）が群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都及び利根川荒川基金の間で締結され、関係地方公共団体の負担割合について定められた。茨城県の負担割合は、基金協定書において6.8パーセントとされている（乙48号証）。

なお、茨城県が昭和63年度から平成15年度までに基金事業に要する経費に関し負担した金額の累計額は、1億1718万2225円である。

第2 ハッ場ダム建設事業に係る費用負担の手続について

1 治水に係る費用負担の手続について

ハッ場ダム建設事業は、国土交通大臣が行う多目的ダム建設事業で治水と利水を目的とするものであり、国費及び地方公共団体の負担を財源として施行されるものである。

前記第1・1に述べた治水に係る費用の地方公共団体の負担は、河川法64条1項に基づき、国庫に納付しなければならないこととされており、その納付の手続については、同法施行令38条1項において、「国土交通大臣は、その行う一級河川の管理に要する費用の負担に関し、法第60条第1項又は法第63条第1項の規定によりその費用を負担すべき都道府県に対し、それぞれの負担すべき額を納付すべき旨を通知しなければならない。ただし、法第60条第1項の規定により甲都府県が負担すべき額の一部を法第63条第1項の規定により乙都府県が負担すべきときは、甲都府県に対しては、乙都府県が負担すべき額を控除した額を納付すべき旨を通知するものとする。」と規定されている。

国の歳入は、歳入徴収官の発する納入告知書により徴収する。すなわち、歳入は歳入徴収官でなければこれを歳入とすることはできず（会計法5条）、歳入徴収官は、歳入を徴収するときは、これを調査決定し、債務者に対し納入の告知をしなければならないとされている（同法6条）。

この納入の告知は、債務者に対し歳入科目、納付すべき金額、期限及び場所

を記載した書面（納入告知書）をもってするとされていることから（予算決算及び会計令29条），前記の国土交通大臣の河川法施行令38条1項に基づく納付の通知がされた後，歳入徴収官国土交通大臣官房会計課長は，当該通知に基づいて，債務者である茨城県に対し納入告知書を発行し，茨城県は当該告知書に記載された金額を，記載された期限までに納付している。

仮に，茨城県がこれらの負担金を納期限までに納付しない場合は，同法64条1項に違反するほか，地方財政法19条に違反することになり，この場合において，当該負担金は公法上の金銭債権であることから，河川法74条の規定により，国税の滞納処分の例により強制的に徴収されることとなる。

なお，河川法施行令38条1項の規定に基づく納付の通知のほか，地方財政の計画的運営を確保する見地から，国（国土交通省）からは，地方財政法17条の2第2項の規定に基づき，年度当初に，茨城県に対し，当該年度における八ッ場ダム建設事業に係る茨城県の負担（地方負担金）の予定額が通知されている。また，予定額に変更があった場合も同様に通知されている。

2 利水に係る費用負担の手続について

（1）ダム本体に関する負担の手続

特定多目的ダム法7条1項の規定により国土交通大臣がダム使用権の設定予定者に負担させる前記第1・2・（1）に述べた費用については，同法27条の規定に基づき，国庫に納付しなければならないこととされており，その納付の手続については，同法施行令11条の3の規定により国土交通大臣から納付の通知がなされる。

国の歳入は，歳入徴収官の発する納入告知書により徴収する。すなわち，歳入は歳入徴収官でなければこれを歳入とすることはできず（会計法5条），歳入徴収官は，歳入を徴収するときは，これを調査決定し，債務者に対し納入の告知をしなければならないとされている（同法6条）。

この納入の告知は，債務者に対し歳入科目，納付すべき金額，期限及び場所

を記載した書面（納入告知書）をもってするとされていることから（予算決算及び会計令29条），前記の国土交通大臣の特定多目的ダム法27条に基づく納付の通知がされた後，歳入徵収官国土交通大臣官房会計課長は，当該通知に基づいて，債務者である茨城県に対し納入告知書を発行し，茨城県は当該告知書に記載された金額を，記載された期限までに納付している。

仮に，茨城県がこれらの負担金を納期限までに納付しない場合は，同法7条1項に違反するほか，地方財政法19条に違反することになり，この場合において，当該負担金は公法上の金銭債権であることから，特定多目的ダム法36条の規定により，国税の滞納処分の例により強制的に徵収されることとなる。

なお，上記特定多目的ダム法27条の規定に基づく納付の通知のほか，地方財政の計画的運営を確保する見地から，国（国土交通省）からは，地方財政法17条の2第2項の規定に基づき，年度当初に，茨城県に対し，当該年度における八ッ場ダム事業に係る茨城県の負担予定額が通知されている。また、予定額に変更があった場合も同様に通知されている。

（2）水源地域対策特別措置法に基づく負担の手続

前記第1・2・（2）に述べた整備事業の実施及び負担金の取扱い等に関しては，水特協定書8条に基づき，別途「利根川水系吾妻川八ッ場ダムに係る水源地域整備事業の実施及び負担金の取扱い等に関する覚書」（以下「覚書」という。）が，平成8年2月22日付けで，群馬県，茨城県，埼玉県，千葉県及び東京都の間で締結されている（乙49号証）。

群馬県は，覚書1条2項に基づき，事業実施の前年度の8月10日までに整備事業の事業計画を取りまとめ，関係都県と協議し，関係都県の同意により事業計画が決定されている。さらに，群馬県は，覚書1条1項に基づき，事業実施年度の6月30日までに当該年度の整備事業の事業実施計画を取りまとめ，関係都県と協議し，関係都県の同意により事業実施計画が決定されている。

また，関係都県は，覚書3条1項ないし3項に基づき，整備事業の年度負担

金を群馬県からの請求により支払い、群馬県は、覚書5条に基づき、当該年度の整備事業が完了したときは、関係都県に対して事業の実績を報告している。

(3) 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金に関する負担の手続

前記第1・2・(3)に述べた基金事業の実施については、「財団法人利根川・荒川水源地域対策基金業務方法書」(以下「業務方法書」という。)に基本的事項が定められており(乙46号証の1(平成17年3月31日改正前のもの)、乙46号証の2(平成17年3月31日改正後のもの)), 利根川荒川基金は、業務方法書6条に基づきダム等ごとに業務細則(乙47号証)を定め、業務方法書8条に基づき事業に要する経費の負担について関係都県と基金協定書を締結し(乙48号証), 業務方法書9条1項に基づきダム等ごとの毎年度の事業計画書により事業を実施することとされている。また、関係都県ごとの負担金については、業務方法書10条に基づき、その見込額を毎年度関係都県の予算編成期前に関係都県に通知するとともに、業務方法書11条に基づき、毎事業年度当初に当該年度における関係都県の負担金の額、納入時期等を関係都県に通知することとされている。

さらに、利根川荒川基金は、基金協定書3条に基づき、毎年度、当該年度の基金事業の規模、内容、手続等について、関係都県と細目協定書(平成15年度につき乙116号証、平成16年度につき乙121号証)を締結し、事業を実施している。

そして、細目協定書に基づき、関係都県は、負担金を利根川荒川基金の請求書により支払い、利根川荒川基金は、事業が完了したときは、関係都県に実績報告を行い、負担金を精算している。

第3 茨城県知事及び茨城県公営企業管理者の八ッ場ダム建設事業に係る財務会計行為(公金の支出)について

1 治水に係る負担金の支出について(平成15年9月10日～平成16年9月

9日)

本件において、原告らが違法と主張する平成15年9月10日から平成16年9月9日までの期間には、茨城県知事の所管する一般会計から平成16年度の治水に係る負担金の支出（公金の支出）の該当はないため、以下では平成15年度について明らかにする。

(1) 国（国土交通省）は、地方財政法17条の2第2項の規定により、平成15年4月1日に、平成15年度治水特別会計の直轄治水事業に係る地方公共団体の負担予定額を茨城県に対して通知している。その内容は、平成15年度の茨城県に関する直轄治水事業費を396億7645万2578円（このうち八ヶ場ダム建設事業に係る事業費は17億8002万円）とし、当該直轄治水事業費のうち茨城県の負担予定額を149億4810万3300円（このうち八ヶ場ダム建設事業に係る負担予定額は5億7199万8000円）としている（乙50号証）。

その後、国は、同年9月26日に負担予定額の変更を通知（茨城県に関する直轄治水事業費を3億1655万円増額し、茨城県の負担予定額を1億551万6000円増額するもの）している（乙51号証）。なお、茨城県の八ヶ場ダム建設事業に係る事業費及び負担予定額の変更はない。

また、国は、平成15年11月14日に、平成14年度、平成13年度及び平成12年度の茨城県の負担額の精算を通知している（乙52号証）。この通知の内容は、茨城県に関する直轄治水事業費を精算により21億8004万6288円減額し（このうち八ヶ場ダム建設事業に係る事業費は6124万1929円減額）、当該直轄治水事業費のうち茨城県の負担額を8億2131万450円減額（うち八ヶ場ダム建設事業に係る茨城県の負担額の精算額は1837万2479円減額）するものである。

さらに、国は、平成15年12月3日に、平成13年度及び平成14年度の災害復旧事業に係る負担金の精算として、茨城県の負担額を7233円増額（八ヶ場ダム建設事業に係る負担はない。）する通知（乙53号証）、同年12月1

7日に、平成15年度河川行政管理費（河川法60条に規定する一級河川の管理に要する経費）に対する茨城県の負担予定額として、2074万1934円とする通知（八ッ場ダム建設事業に係る負担はない。）をしている（乙54号証）。

そして、茨城県に対する具体的な費用負担の命令としての地方負担金の納付の通知は、河川法60条1項及び63条1項の規定により、平成15年8月8日に負担額44億5894万6300円（このうち八ッ場ダム建設事業に係る茨城県の負担額は2億5688万4000円）（乙55号証）、同年11月17日に負担額17億475万7680円（このうち八ッ場ダム建設事業に係る茨城県の負担額は1億960万570円（八ッ場ダム建設事業分は、1億964万521円であるが、この額から利根川渡良瀬遊水池総合開発の過年度調整額3万9951円を差し引いたもの））（乙56号証）、平成16年2月10日に負担額64億8150万9870円（八ッ場ダム建設事業に係る茨城県の負担額はない。）（乙57号証）、同年2月12日に負担額7405万4233円（八ッ場ダム建設事業に係る茨城県の負担額はない。）（乙58号証）、同年2月24日に負担額2074万1934円（八ッ場ダム建設事業に係る茨城県の負担額はない。）（乙59号証）、同年3月2日に負担額15億1304万8000円（このうち八ッ場ダム建設事業に係る茨城県の負担額は1億8710万100円）（乙60号証）とそれぞれなされている。

その各通知に応じて、歳入徴収官国土交通大臣官房会計課長は、平成15年8月22日に44億5894万6300円（このうち八ッ場ダム建設事業に係る茨城県の負担額は2億5688万4000円）（乙61号証）、同年11月21日に17億475万7680円（このうち八ッ場ダム建設事業に係る茨城県の負担額は1億960万570円）（乙62号証）、平成16年2月20日に64億8150万9870円（八ッ場ダム建設事業に係る茨城県の負担額はない。）（乙63号証）、同年3月12日に2億8891万3167円（このうち八ッ場ダム建設事業に係る茨城県の負担額は1億8710万1000円）（乙

64号証), 同年3月16日に13億1893万1000円(このうち八ッ場ダム建設事業に係る茨城県の負担額はない。) (乙65号証) の納入告知書により, 茨城県に対して当該地方負担金を国庫に納付するよう納入の告知をしている。

上記をまとめると, 平成15年度の治水特別会計の直轄治水事業に係る茨城県の負担額は, 合計142億5305万8017円(44億5894万6300円+17億475万7680円+64億8150万9870円+2億8891万3167円+13億1893万1000円)で, このうち八ッ場ダム建設事業に対する茨城県の負担額は, 合計5億5358万5570円(2億5688万4000円+1億960万570円+1億8710万1000円)とされ, 負担金の納入の告知も合計5億5358万5570円となっている。

(2) この平成15年度の地方負担金に係る予算については, 平成15年2月26日に茨城県知事が平成15年度当初予算案(乙66号証)として茨城県議会に提出し(概算に基づくもの), 同年3月20日に同議会において議決されている。その後, 負担予定額の変更通知に応じて, 茨城県知事は, 平成16年3月2日に茨城県議会に補正予算案(乙67号証)を提出し, 同年3月15日に同議会において議決されている。

茨城県(茨城県知事)は, この議決された予算に基づき, 前記の納付の通知及び納入の告知により, その一般会計から, 44億5894万6300円(支出負担行為: 平成15年9月1日, 支出命令: 同年9月2日, 支出: 同年9月10日) (乙68号証の1), 17億475万7680円(支出負担行為: 平成15年12月1日, 支出命令: 同年12月1日, 支出: 同年12月10日) (乙68号証の2), 64億8150万9870円(支出負担行為: 平成16年2月27日, 支出命令: 同年3月2日, 支出: 同年3月10日) (乙68号証の3), 16億784万4167円(支出負担行為: 平成16年3月18日及び3月19日, 支出命令: 同年3月19日, 支出: 同年3月31日) (乙68号

証の4), 合計142億5305万8017円の予算を執行したものである。

これらの金額は、前記の納付の通知及び納入告知書に記載された額と同額であり、茨城県知事には、この額を増減する裁量権は全くない。

上記により、平成15年9月10日から平成16年9月9日までに茨城県が八ッ場ダム建設事業の治水に関して一般会計から支出した額は、平成15年度分の5億5358万5570円となる。なお、前記したとおり、この間には平成16年度分の支出はない。

2 利水に係る負担金の支出について（平成15年9月10日～平成16年9月9日）

原告らが違法と主張する平成15年9月10日から平成16年9月9までの期間における茨城県公営企業管理者の所管する水道事業会計（特別会計）からの利水に係る負担金の支出（公金の支出）につき、以下では平成15年度及び平成16年度について明らかにする。

なお、八ッ場ダム建設事業のうち、茨城県の新規水道用水の確保に係る事業は、地方公営企業法（以下「地公企法」という。）2条1項1号の水道事業（水道用水供給事業）であり、同法の適用を受ける地方公営企業である。したがって、この水道用水供給事業に係る水道事業会計（特別会計）について出納その他の会計事務を行う権限を本来的に有するのは、茨城県知事ではなく、地方公営企業管理者たる茨城県企業局長（以下「企業局長」という。）である（地公企法9条11号。茨城県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年茨城県条例60号）3条2項（乙69号証））。

（1）ダム本体に関する負担

ア 国（国土交通省）は、地方財政法17条の2第2項の規定により、平成15年4月1日に、平成15年度特定多目的ダム建設工事費負担金（利根川八ッ場ダム）の予定額を茨城県に対して通知しているが（乙70号証）、その内容は、平成15年度事業費を190億円とし、茨城県負担予定額を5億8324万9

000円とするものである。その後、平成16年2月3日に、当該事業費を8億4075万4000円増額し、同負担予定額を2670万2000円増額する内容の変更通知をしているが（乙71号証）、茨城県では、この増額分については、平成16年度予算で執行することとした。

平成16年度についても、平成16年4月1日に、平成16年度特定多目的ダム建設工事費負担金（利根川八ッ場ダム）の予定額を茨城県に対して通知しているが（乙72号証）、その内容は、平成16年度事業費を196億5000万円とし、茨城県負担予定額を5億9622万6000円とするものである。その後、同年11月15日に当該事業費を2億8200万円増額し、同負担予定額を874万2000円増額する内容の変更通知をしている（乙73号証）。

そして、平成15年度分についての茨城県に対する具体的な費用負担の命令としての負担金の納付の通知（毎四半期ごとの支払計画に応じて定められる。）は、特定多目的ダム法施行令11条の3の規定により、平成15年5月27日に負担額1億7190万5000円（乙74号証）、同年7月24日に負担額1億7804万4000円（乙75号証）、同年11月12日に負担額9823万2000円（乙76号証）、平成16年2月3日に負担額1億3506万8000円（乙77号証）とそれぞれなされている。

また、平成16年度分の納付の通知については、平成16年6月1日に負担額1億8205万4000円（乙78号証）、同年7月28日に負担額1億5171万1000円（乙79号証）、同年11月5日に負担額1億3654万円（乙80号証）、平成17年2月14日に負担額1億3466万3000円（乙81号証）、さらに平成15年度の繰越分として同日に負担額2670万2000円（乙82号証）の納付の通知がされている。

その各通知の後において、歳入徴収官国土交通大臣官房会計課長は、平成15年度については、平成15年6月17日に負担額1億7190万5000円（乙83号証）、同年8月12日に負担額1億7804万4000円（乙84号証）、同年11月25日に負担額9823万2000円（乙85号証）、平成

16年2月9日に負担額1億3506万8000円（乙86号証）の納入告知書により、茨城県に対して当該負担金を国庫に納付するよう納入の告知をしている。

また、平成16年度についても、平成16年6月14日に負担額1億8205万4000円（乙87号証）、同年8月12日に負担額1億5171万1000円（乙88号証）、同年11月22日に負担額1億3654万円（乙89号証）、平成17年2月21日に負担額1億6136万5000円（乙90号証）の納入告知書により、納入の告知をしている。なお、これらの金額は、上記の特定多目的ダム法7条1項の規定による納付の通知における金額と同額である。

上記をまとめると、平成15年度の特定多目的ダム建設工事費負担金に係る茨城県負担額は5億8324万9000円であり、また、平成16年度の同負担額は6億3167万円であり、負担金の納入の告知も同額となっている。

イ この平成15年度特定多目的ダム建設工事費負担金（利根川八ッ場ダム）に係る予算については、平成15年2月26日に茨城県知事が平成15年度当初予算案として茨城県議会に提出し（概算に基づくもの。乙91号証）、同年3月20日に同議会において議決されている。その後、負担予定額の変更通知に応じて、茨城県知事は、平成16年3月2日に茨城県議会に補正予算案を提出し（乙92号証）、同年3月15日に同議会において議決されている。

さらに、平成16年度特定多目的ダム建設工事費負担金（利根川八ッ場ダム）に係る予算についても、平成16年2月25日に茨城県知事が平成16年度当初予算案として茨城県議会に提出し（概算に基づくもの。乙93号証）、同年3月22日に同議会において議決されている。その後、負担予定額の変更通知に応じて、茨城県知事は、平成17年2月24日に茨城県議会に補正予算案を提出し（乙94号証）、同年3月9日に同議会において議決されている。

茨城県（公営企業管理者たる企業局長）は、この議決された予算に基づき、前記の納付の通知及び納入の告知により、茨城県水道事業会計（特別会計）か

ら、平成15年度については、1億7190万5000円（支出負担行為：平成15年6月11日、支出命令：同年6月11日、支出：同年6月27日）（乙95号証の1）、1億7804万4000円（支出負担行為：平成15年8月20日、支出命令：同年8月20日、支出：同年8月29日）（乙95号証の2）、9823万2000円（支出負担行為：平成15年12月1日、支出命令：同年12月2日、支出：同年12月12日）（乙95号証の3）、1億3506万8000円（支出負担行為：平成16年2月17日、支出命令：同年2月17日、支出：同年2月27日）（乙95号証の4）、合計5億8324万9000円の予算を執行し、また、平成16年度については、1億8205万4000円（支出負担行為：平成16年6月11日、支出命令：同年6月11日、支出：同年6月30日）（乙96号証の1）、1億5171万1000円（支出負担行為：平成16年8月11日、支出命令：同年8月11日、支出：同年8月31日）（乙96号証の2）、1億3654万円（支出負担行為：平成16年11月24日、支出命令：同年11月24日、支出：同年12月8日）（96号証の3）、1億3466万3000円（支出負担行為：平成17年2月28日、支出命令：同年2月28日、支出：同年3月10日）（乙96号証の4）、2670万2000円（支出負担行為：平成17年2月28日、支出命令：同年2月28日、支出：同年3月10日）（乙96号証の5）、合計6億3167万円の予算を執行したものである。

これらの金額は、前記の納付の通知及び納入告知書に記載された金額と同額であり、企業局長には、この金額を増減する裁量権は全くない。

上記により、平成15年9月10日から平成16年9月9日までに茨城県が水道事業会計から支出した額は平成15年度分が2億3330万円、平成16年度分が3億3376万5000円の合計5億6706万5000円となる。

（2）水源地域対策特別措置法に基づく負担

茨城県は、平成8年度より八ッ場ダム建設事業に係る水源地対策特別措置法

に基づく負担金（以下「水特法負担金」という。）を公営企業管理者たる企業局長の所管する水道事業会計（特別会計）から支出している。なお、平成15年9月10日から平成16年9月9日までの期間には平成16年度分の水特法負担金の支出（公金の支出）の該当はないため、以下では平成15年度分について明らかにする。

ア 群馬県は、前記第2・2・(2)に述べた覚書（乙49号証）1条2項により、平成14年8月1日に翌平成15年度の水源地域整備計画事業の下流受益者負担額について茨城県と協議を行い、同年8月19日に茨城県は異議がない旨回答しているが、この協議における事業費及び負担金の内容は、事業費が47億2044万2000円、茨城県の負担額は1億717万2000円とするものである（乙97号証、乙98号証）。

その後平成15年度に入っての事業実施協議により、事業費33億4691万4500円・茨城県負担額8150万8000円（平成15年5月29日）、事業費33億4691万4500円・茨城県負担額8523万2000円（同年8月8日）、さらに事業費31億6937万8931円・茨城県負担額6915万3000円（同年12月5日）に順次変更されている（乙99号証ないし乙104号証）。

そして、群馬県は、平成16年3月12日に、茨城県に対して事業実施計画の変更を報告するとともに、平成15年度実績報告を行っている（事業費31億6853万931円、茨城県負担額6915万3000円）（乙105号証、乙106号証）。

一方、茨城県に対する群馬県からの具体的な水特法負担金の請求は、平成15年9月10日に茨城県知事に対し3260万3000円の請求があり、同知事は、同年9月16日企業局長に対して同負担金を群馬県へ納入するよう通知し、さらに、平成16年1月13日に群馬県から2回目の負担金3655万円の請求があり、茨城県知事は同年1月19日に企業局長に対して負担金を群馬県へ納入するよう通知しているが、この水特法負担金の納入は、平成15年9

月10日と平成16年1月13日付けの群馬県発行の納入通知書により群馬県へ納付することとされ（乙107号証ないし乙112号証），企業局長の所管する水道事業会計から後記各日付けで3260万3000円，3655万円がそれぞれ支出（公金の支出）されている。

上記をまとめると，平成15年度八ッ場ダムの水源地域整備計画事業費は31億6853万円931円で，このうち茨城県負担額は6915万3000円とされ，負担金の納入通知も合計6915万3000円となっている。

イ この平成15年度水特法負担金（利根川八ッ場ダム）に係る予算については，平成15年2月26日に茨城県知事が平成15年度当初予算案として茨城県議会に提出し（概算に基づくもの。乙91号証），同年3月20日に県議会において議決されている。その後，負担予定額の変更協議に応じて，茨城県知事は，平成16年3月2日に茨城県議会に補正予算案を提出し（乙92号証），同年3月15日に県議会において議決されている。

茨城県（公営企業管理者たる企業局長）は，この議決された予算に基づき，前記の請求と納入通知により，その水道事業会計から3260万3000円（支出負担行為：平成15年9月18日，支出命令：同年9月18日，支出：同年9月30日）（乙113号証の1），3655万円（支出負担行為：平成16年1月20日，支出命令：同年1月20日，支出：同年1月30日）（乙113号証の2），合計6915万3000円の予算執行をしたものである。

これらの金額は前記の請求及び納入通知書に記載された金額と同額であり，企業局長には，予算執行の段階でこの額を増減する裁量権は全くない。

上記により，平成15年9月10日から平成16年9月9日までに茨城県が水道事業会計から支出した額は，平成15年度前期分として3260万3000円，平成15年度後期分として3655万円の合計6915万3000円となる。

（3）財団法人利根川・荒川水源地域対策基金に関する負担

茨城県は、昭和63年度より八ッ場ダム建設事業に係る基金事業に対する負担金（以下「基金負担金」という。）を公営企業管理者たる企業局長の所管する水道事業会計（特別会計）から支出している。

以下では、平成15年度分と平成16年度分について明らかにする。

ア 平成15年度における基金負担金の支出については、利根川荒川基金は、基金業務方法書（乙46号証の1）10条に基づき、平成14年9月26日に翌平成15年度の八ッ場ダムの基金負担金見込み額（事業費2億1890万円、そのうち茨城県の負担額1488万5200円）について茨城県に対して通知を行ったうえ（乙114号証）、業務方法書11条に基づき、平成15年4月25日に平成15年度基金負担金等について茨城県に対して通知（八ッ場ダムに係る茨城県負担額は1488万5200円）し（乙115号証）、同年5月2日に、基金協定書（乙48号証）3条に基づき関係都県により平成15年度事業規模とその負担を協定する「八ッ場ダム平成15年度細目協定書」（事業費2億1890万円、そのうち茨城県の負担額1488万5200円）が締結された（乙116号証）。

その後、利根川荒川基金は、平成16年3月15日に上記細目協定書4条に基づき茨城県に対して事業実績報告を行い（乙117号証）、また、同年3月17日には同細目協定書6条に基づき茨城県に対して事業費の精算を行っている（乙118号証）、その報告では、事業費が1億6804万9700円とされ、そのうち茨城県の負担額精算額は1142万7380円となり、茨城県の負担済額1143万9300円との差額（超過支出額）1万1920円については翌年度調整額とされている。

次に、平成16年度における基金負担金の支出については、利根川荒川基金は、平成15年9月10日に翌平成16年度の八ッ場ダムの基金負担金見込み額（事業費3億6536万3000円、そのうち茨城県の負担額2484万4684円）について茨城県に対して通知を行ったうえ（乙119号証）、平成16年5月20日に平成16年度基金負担金等について茨城県に対して通知

(八ッ場ダムに係る茨城県負担額は2484万4684円)し(乙120号証), 同日, 関係都県により平成16年度事業規模とその負担を協定する「八ッ場ダム平成16年度細目協定書」(事業費3億6536万3000円, そのうち茨城県の負担額2484万4684円)が締結された(乙121号証)。

その後, 利根川荒川基金は, 平成17年3月15日に事業実績報告を行い(乙122号証), また, 同年3月16日には茨城県に対して事業費の精算を行っているが(乙123号証), その報告では, 事業費が3億3991万2427円とされ, そのうち茨城県の負担額精算額は2311万4045円となり, 茨城県の負担済額2315万7468円との差額(超過支出額)4万3423円については翌年度調整額とされている。

イ そして, 茨城県に対する利根川荒川基金からの具体的な基金負担金の請求は, 平成15年度前期分として, 平成15年6月23日に上記細目協定書3条により茨城県知事に対し591万5816円の請求があり(負担額は595万4000円であるが, 過年度調整額3万8184円があるため, 差引額として591万5816円となる。), 同知事は同年7月2日に企業局長に対して同負担金を利根川荒川基金に納入するよう通知し, さらに同年度後期分として, 同年11月28日に548万5300円の請求があり, 茨城県知事は同年12月2日に企業局長に対して同様に同負担金を利根川荒川基金に納入するよう通知している(乙124号証ないし乙129号証)。

また, 平成16年度前期分として, 平成16年6月25日に992万5954円の基金負担金の請求があり(負担額は993万7874円であるが, 過年度調整額1万1920円があるため, 差引額として992万5954円となる。), 茨城県知事は同年7月1日に企業局長に対して同負担金を利根川荒川基金に納入するよう通知し, さらに同年度後期分として, 同年12月1日に負担金1321万9594円の請求があり, 茨城県知事は同年12月2日に企業局長に対して同様に同負担金を利根川荒川基金に納入するよう通知している。

そして, これらの負担金の請求は利根川荒川基金が発行する請求書により行

われ（それぞれ、591万5816円、548万5300円、992万5954円、1321万9594円）、利根荒川基金の口座に振り込むこととされており（乙130号証ないし乙135号証）、企業局長の所管する水道事業会計からそれぞれ支出（公金の支出）されている。

ウ 平成15年度基金負担金（利根川八ッ場ダム）に係る予算については、平成15年2月26日に茨城県知事が平成15年度当初予算案として茨城県議会に提出し（概算に基づくもの。乙91号証）、同年3月20日に同議会において議決されている。その後、負担予定額の変更通知に応じて、茨城県知事は、平成16年3月2日に茨城県議会に補正予算案を提出し（乙92号証）、同年3月15日に同議会において議決されている。

茨城県（企業局長）は、この議決された予算に基づき、前記の請求書により、その水道事業会計から591万5816円（支出負担行為：平成15年7月7日、支出命令：同年7月8日、支出：同年7月22日）（乙136号証の1）、548万5300円（支出負担行為：平成15年12月5日、支出命令：同年12月5日、支出：同年12月19日）（乙136号証の2）、合計1140万1116円の予算執行をしたものである。

また、平成16年度基金負担金（利根川八ッ場ダム）に係る予算についても、平成16年2月25日に茨城県知事が平成16年度当初予算案として茨城県議会に提出し（概算に基づくもの。乙93号証）、同年3月22日に同議会において議決されている。その後、負担予定額の変更通知に応じて、茨城県知事は、平成17年2月24日に茨城県議会に補正予算案を提出し（乙94号証）、同年3月9日に同議会において議決されている。

茨城県（企業局長）は、この議決された予算に基づき、前記の請求書により、その水道事業会計から992万5954円（支出負担行為：平成16年7月12日、支出命令：同年7月12日、支出：同年7月20日）（乙137号証の1）、1321万9594円（支出負担行為：平成16年12月8日、支出命令：同年12月8日、支出：同年12月20日）（乙137号証の2）、合計2

314万5548円の予算執行をしたものである。

エ 上記をまとめると、平成15年度八ッ場ダムの基金負担金は事業費が1億6804万9700円で、そのうち茨城県の負担額は1142万7380円とされている。ただし、過年度調整額（超過支出額）3万8184円と平成15年度支出額（利根川荒川基金からの請求金額）1140万1116円との合計額1143万9300円は、茨城県の負担額より1万1920円超過しており、この超過額は翌年度調整額とされている。

また、平成16年度八ッ場ダムの基金負担金は事業費が3億3991万2427円で、そのうち茨城県の負担額は2311万4045円とされているが、過年度調整額（超過支出額）1万1920円と平成16年度支出額（利根川荒川基金からの請求金額）2314万5548円との合計額2315万7468円は、茨城県の負担額より4万3423円超過しており、この超過額は翌年度調整額とされている。

オ これらの金額は、前記の請求書に記載された金額と同額であり、企業局長には、予算執行の段階でこの額を増減する裁量権は全くない。

上記により、平成15年9月10日から平成16年9月9日までに茨城県が水道事業会計から支出した額は、平成15年度後期分として548万5300円、平成16年度前期分として992万5954円であり、合計1541万1254円となる。

3 一般会計繰出金の支出について（平成15年9月10日～平成16年9月9日）

原告らが違法と主張する平成15年9月10日から平成16年9月9までの期間の茨城県知事の所管する一般会計から公営企業管理者（企業局長）の所管する水道事業会計への八ッ場ダム建設事業に対する繰出し（公金の支出）のうち、以下では平成15年度について明らかにする。

なお、一般会計から水道事業会計への繰出しについては、毎年度末に支出を

決定するため、平成16年度分については上記期間の支出はなく、同年度分については平成17年3月31日に支出を行っている。

(1) 一般会計から水道事業会計への出資金の支出（繰出し）について説明する。

出資金は、地公企法18条1項に基づき、水道事業の経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を目的として、茨城県企業局が行う施設（減価償却をなすべきものに限る。）の建設に要する経費（ダム建設に係る負担金を含む。）に係る国庫補助基本額の3分の1に相当する額を、一般会計から水道事業会計へ繰り出すものであるが、この比率は、総務省自治財政局長通知（平成15年4月21日総財公第31号、乙138号証）に定められている繰出しの基準に基づくものであり、地方財政計画を遂行するうえでの基本的な考え方として、国からもその実施を強く求められている全国的な比率である。

この出資金は、八ッ場ダム建設事業に係る負担として、茨城県知事の所管する一般会計から企業局長の所管する水道事業会計に対して、昭和62年度以降繰り出しているものである。

(2) 八ッ場ダム建設事業に係るものを含む平成15年度の一般会計繰出金に係る予算については、平成15年2月26日に茨城県知事が平成15年度当初予算案（概算に基づくもの。乙66号証）として茨城県議会に提出し、同年3月20日に同議会において議決されている。

その後、平成15年度八ッ場ダム建設工事費負担金の確定に応じて、茨城県知事は、平成16年3月2日に茨城県議会に補正予算案（乙67号証）を提出し、同年3月15日に同議会において議決されている。

茨城県知事は、この議決された予算に基づき、八ッ場ダム建設事業に係る平成15年度の利水関係負担金の財源の一部となる出資金1億9300万円（支出負担行為：平成16年3月16日、支出命令：同年3月22日、支出：同年3月31日）（乙139号証）を水道事業会計に繰り出している。

第4 八ッ場ダム建設事業に係る負担金の専決について

1 治水に係る専決について

(1) 茨城県において、治水に係るダム建設費負担の支出の原因となる支出負担行為（地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の3に規定する支出負担行為をいう。以下同じ。）をなす権限を本来的に有するのは、地方公共団体の長である茨城県知事であるが（同法149条2号），茨城県においては、茨城県事務決裁規程（昭和40年茨城県訓令第3号。以下「事務決裁規程」という。）（乙140号証）6条1項（同別表第3）の規定により、1件の金額1000万円以上（平成16年4月1日以降は5000万円以上）の負担金の交付等の決定については部長の専決とされ、1件の金額1000万円未満（平成16年4月1日以降は5000万円未満）の負担金の交付等の決定については課長の専決とされている。

本件では、それぞれの納付の通知ごとに、土木部長が、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。）（乙141号証）25条の規定による総務部長及び出納事務局長の合議を経た上で、専決している。

(2) この支出負担行為を受けて、地方自治法232条の4第1項の規定により出納長に対して支出命令がなされ、この支出命令を発する権限を本来的に有するのも茨城県知事であるが、茨城県においては、支出命令も上記と同様に事務決裁規程6条1項（同別表第3）の規定により、負担金の支出命令については課長の専決とされている。

本件では、土木部河川課長が事務決裁規程に定めるところにより専決している。

(3) そして、上記支出命令を受けて、地方自治法170条により会計事務の権限を本来的に有する出納長は、同法232条の4第1項及び第2項の規定並びに財務規則78条に定めるところにより国庫に納付している。

2 利水に係る専決について

(1) 公営企業管理者

ア 利水に係るダム建設費負担の支出の原因となる支出負担行為及び支出命令をなす権限を本来的に有するのは、水道事業を所管する公営企業管理者たる茨城県企業局長である（地公企法 8 条 1 項）。

なお、1 件の金額が 1 0 0 0 万円以上の支出負担行為については、茨城県企業局職務権限規程（昭和 42 年茨城県企業管理規程第 3 号。以下「職務権限規程」という。）（乙 142 号証）3 条の規定に基づき企業局長が決裁することになるが、1 0 0 0 万円未満の予算の執行については同規程 5 条の規定により課長が専決することになっている。

イ この支出負担行為の決定を受けて、支出命令がなされ、この支出命令を発する権限を本来的に有するのも企業局長であるが、職務権限規程 5 条の規定により、金額にかかわらず、支出命令は企業局の各課長の専決とされている。

本件における支出命令は、業務課所管に係るものであることから、業務課長の専決事項となる。

ウ そして、上記支出命令を受けて地公企法 28 条 1 項ないし 3 項の規定により出納その他の会計事務を行う企業出納員が国庫に納付している。

（2）茨城県知事（一般会計繰出金）

ア 出資金の繰出しの原因となる支出負担行為を行う権限を本来的に有るのは地方公共団体の長である茨城県知事であるが（地方自治法 149 条 2 号）、茨城県においては、事務決裁規程 6 条 1 項（同別表第 3）の規定により、1 件の金額 1 0 0 0 万円以上（平成 16 年 4 月 1 日以降は 5 0 0 0 万円以上）の出資金の支出の決定については、部長専決事項とされ、1 件の金額 1 0 0 0 万円未満（平成 16 年 4 月 1 日以降は 5 0 0 0 万円未満）の出資金の支出の決定については課長の専決とされている。

本件では、保健福祉部長が、財務規則 76 条に定めるところにより、財務規則 25 条の規定による総務部長の合議を経た上で、専決している。

イ この支出負担行為を受けて、地方自治法 232 条の 4 第 1 項の規定により出

納長に対して支出命令がなされ、この支出命令を発する権限を本来的に有するのも茨城県知事であるが、茨城県においては、支出命令も上記と同様に事務決裁規程 6 条 1 項（同別表第 3）の規定により、出資金の支出命令については課長の専決とされている。

本件では、保健福祉部生活衛生課長が事務決裁規程に定めるところにより専決している。

ウ この支出命令を受けて、出納長は、地方自治法 232 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、財務規則 84 条に定めるところにより水道事業会計に繰り出しているものである。